平成２３年（フ）第２１３号
山口県防府市緑町２丁目４番５号　クラシゲアパート103号
債務者　田村　　実
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１６号
山口市駅通り２丁目６番18―303号
債務者　石丸　廣明
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２５号
山口県美祢市美東町真名118番地２
債務者　西村美由起
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３４号
山口市赤妻町15番37号
債務者　山中　揚子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６０９号
鹿児島県鹿児島市中央町７番地３　武町市街地住宅503号
債務者　永田ひとみ
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６２４号
鹿児島県鹿児島市紫原７丁目14番10号　かわじハイツ102号
債務者　中堂園秀美
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６４１号
鹿児島県西之表市住吉1287番地
債務者　能野　理恵
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６４２号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目32番51―24号
債務者　金井　奈々
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６４９号
鹿児島県鹿児島市松原町11番24号　本房ビル301号
債務者　東　　久子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３号
鹿児島県鹿児島市西田２丁目20番10号　コーポ仮屋301号
債務者　山之上茂樹
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１１１号
宮城県白石市沢端町８番10－６号
債務者　佐久間　渚（旧姓及川）
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１１７号
三重県名張市つつじが丘南６番町93番地
債務者　岡崎由美子
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第２８７号
三重県四日市市松本３丁目15番19号
債務者　杉浦　和明
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第３号
三重県桑名市大字上深谷部367番地46
債務者　阿部　明生
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第９４４号
兵庫県尼崎市食満６丁目14番１―505号
債務者　盛　康之助
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０３３号
兵庫県尼崎市長洲中通３丁目３番７号、前住所兵庫県尼崎市長洲西通２丁目１番30―201号
債務者　尾﨑　　光
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０３４号
兵庫県尼崎市長洲中通３丁目３番７号、前住所兵庫県尼崎市長洲西通２丁目１番30―201号
債務者　尾﨑　真美
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係